

西尾市市有財産有効活用 民間提案制度って

なに？



西尾市

資産経営局 資産経営課

何が目的なの？

利用されていない市の土地や建物について、民間からアイデアやノウハウを提案していただき、有効活用を目指します。

<市のメリット>

地域活性化

市民満足度の向上

行政の効率化



<事業者のメリット>

創業機会の拡大

ビジネスモデルの創出

窓口の一元化

どんな提案ができるの？

以下の条件に当てはまる提案が可能です。

- ・対象となる市の財産の有効活用に関するもの
- ・提案者が主体となり、実施するもの
- ・未利用財産の有効活用につながるもの
- ・新たな財源の確保につながるもの
- ・市民サービスの向上につながるもの など

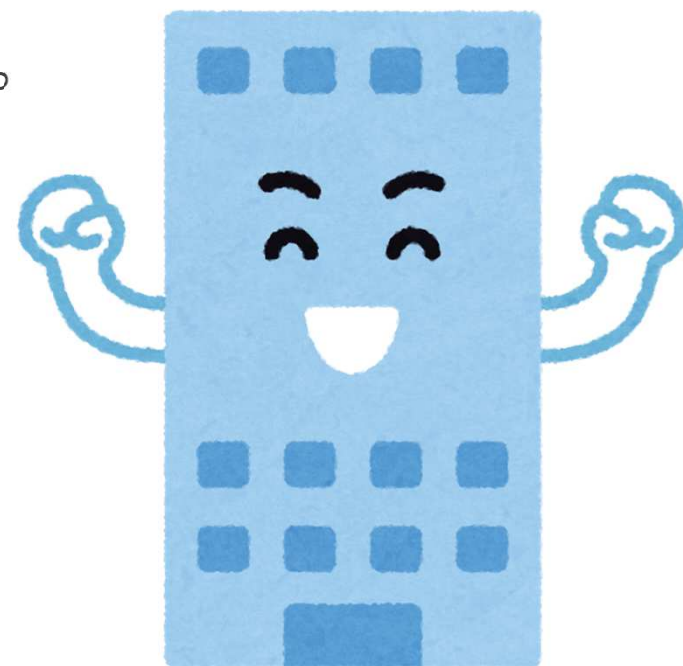


誰でも提案できるの？

提案できるのは法人や各種団体の方のみです。個人の方からの提案はできません。

また以下のような条件を満たす必要があります。

- ・提案内容を的確に遂行する意思と能力を有している
- ・市民サービス向上等の目的を達成する意思を持っている



提案を実施する期間は？

原則としては3年以内です。

ただし事業者が行う建物の建築や改修などの理由で、それを超える契約が必要だと判断されれば延長可能です。



どんな流れで進むの？

おおまかな流れは以下のとおりです。

- ①事前相談
- ②提案書の提出
- ③プレゼンテーション
- ④提案の審査
- ⑤事業化に向けての協議
- ⑥契約の締結
- ⑦事業の実施



最後に

未利用の市の財産を利用して、西尾市をより良くしたいという熱意ある方をお待ちしています。

西尾の未来のためにできることを一緒に考えてみませんか？
ご相談、お待ちしております。

詳細については要綱をご確認ください。

